令和4年10月改正　特別養護老人ホーム　かわぐちロイヤルの園　ショートステイ利用料のめやす

A ［介護保険］ 要介護区分によって負担額がちがいます

	介護保険単位																	
	基本単位	サービス提供体制強化加算Ⅲ	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅱ		1日あたり	×	介護職員処遇改善加算		地域加算		介護保険1割負担	介護保険2割負担	介護保険3割負担
								1.083						
								＋						
							×	介護職員等特定処遇改善加算	×					
								0.023						
								＋						
							×	介護職員等ベースアップ等支援加算						
								0.016						
要支援1	523	6			×	1日				10.33	＝	614	1,226	1,838
要支援2	649											760	1,517	2,275
要介護1	696		4	18								841	1,680	2,520
要介護2	764											920	1,837	2,756
要介護3	838											1,005	2,009	3,013
要介護4	908											1,087	2,172	3,259
要介護5	976											1,164	2,327	3,491

B ［食費、居住費］ 利用者負担段階(収入)によって負担額がちがいます

負担段階		対象者	食費	居住費	合計	要介護度5・介護保険1割負担のときの一日の利用料のめやす 合計 A+B	要介護度5・介護保険2割負担のときの一日の利用料のめやす 合計 A+B	要介護度5・介護保険3割負担のときの一日の利用料のめやす 合計 A+B
第1段階		生活保護を受給してる人。または、住民税世帯非課税で、老人福祉年金を受けている人。かつ、本人の預貯金等の合計が1,000万円以下の人。	300	820	1,120	2,284		
第2段階		住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入、非課税年金収入の合計額が80万円以下の人。かつ、本人の預貯金等の合計が650万円以下の人。	600	820	1,420	2,584		
第3段階	1	住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入、非課税年金収入の合計額が80万円を超え120万円以下の人。かつ、本人の預貯金等の合計が550万円以下の人。	1,000	1,310	2,310	3,474		
	2	住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入、非課税年金収入の合計額が120万円を超える人。かつ、本人の預貯金等の合計が500万円以下の人。	1,300	1,310	2,610	3,774		
第4段階		上記以外の人	1,600	2,500	4,100	5,264	6,427	7,591

◇　利用料は、介護保険の1割負担(A)と食費・居住費(B)、日常生活費等です。

◇　(B)の項目は、世帯の収入によって利用者負担段階が設定されます。利用者負担段階については市役所にお問い合わせください。

◇　送迎費用　214円/1回(2割負担の方は426円/1回)(3割負担の方は639円/1回)……送迎を実施した場合に頂きます。(片道)

※別途、日常生活費（200円/日）・理美容代・医療費等は実費負担となります。(おむつ代の負担はありません。)

※介護保険制度改正、コストの再計算等により変動があります。